



消防だより 119



住宅用火災警報器を 設置しましょう

火 災による「逃げ遅れ」からあなたや大切な家族を守るため、消防法改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられて

います。特に就寝中に火災が発生した場合は、避難が遅れる可能性が高く、住宅用火災警報器を設置することで火災発生を素早く察知し、避難及び通報を早期に行うことができます。

借家やアパートなどは、所有者(管理者)と借受人が協議して設置することになります。住宅用火災警報器は、寝室に設置しなければなりません。2階に寝室がある場合は階段の天井部分にも設置が義務付けられています。

救命講習会のお知らせ

私たちはいつ、どこでケガや病気に遭遇するかわかりません。突然心臓が止まって倒れた人を発見した時やケガなどで救急車を呼んでから、救急車が到着するまでの間、その場に居合わせた人による心肺蘇生法・AED(除細動器)・止血法などの適切な応急手当が速やかに実施されることにより、消えゆく命を救うことができるかもしれません。この機会にぜひ救命講習会を受講してみませんか。

修了された方には『修了証』を交付いたします。

- 日時 9月9日(金)18時~21時まで(3時間)
 - 会場 西胆振消防組合伊達消防署洞爺湖支署
 - 問合せ 洞爺湖支署 救急係(☎76-2119)
- 受講料は無料

※定員(20名)になり次第締め切ります。

心臓突然死を防ぐ「AED(自動体外式除細動器)」

AED(自動体外式除細動器)とは、心臓がケイレンし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動など)になった心臓に対し、電気ショックを与え、正常な状態に戻すための医療機器です。心臓がケイレン起こして倒れてから、再び正常な状態に戻る可能性は1分間に約10%低下します。



救急車が到着するまでの間、一般の方が早期にAEDを使用することが重要となります。

今回の救命講習会では、実際にみなさんが取り扱える「AED」を使った講習会を実施します。

- ◆除細動器はあくまで致死的不整脈を治療する装置であり、心拍再開を保障するものではありません。
- ◆救命講習会では、これまで講習会に参加して『修了証』の交付を受けている方についても、2年ごとに再度受講することをおすすめしています。

子どもの火遊びによる火災は、発見が遅れ火災が大きくなる可能性があります。町内でも火遊びが原因と思われる火災が発生しています。予防するには、大人がライターやマッチなどの管理をすることともに、日ごろから防火教育の実施が重要となります。

また、これからの季節、花火やバーベキューなど屋外で火気を取り扱う機会が増える



子どもの火遊び火災を 防止しましょう

あなたの大切な家族や財産を守るために必ず住宅用火災警報器を設置しましょう。詳しくは西胆振消防組合のホームページを見てください。ご不明な点がありましたらお気軽に洞爺湖支署(☎76-2119)、洞爺出張所(☎87-2119)へ問合せください。

ことから遊び方や片付け方法を今一度ご家族で確認していただき、火災発生防止に努めましょう。

住宅用防災機器の 寄贈について

今年度、全国消防機器協会から住宅防火対策の一環として、住宅用火災警報器100個・住宅用消火器25本・防災製品25セットが寄贈されました。

高齢者の一人暮らし世帯を中心に配付しますが数に限りがあるため、年齢順及び居住地域を優先とさせていただきますので、ご了承をお願いします。

統一標語

『無防備な
心に火災が
かくれんぼ』

fire

平成28年1月1日
6月30日現在



- 火災件数 5件
- 救急件数 262件